

2025年5月16日

戸畑キャンパス学生 各位

管理本部安全衛生課長

【戸畑キャンパス】キャンパス内および周辺区域の禁煙について(通知)

このことについて、下記のとおりお知らせします。本学に関わる全ての人が快適で安全な環境を作るためにも、基本的なマナーを守っていただくようお願いします。

記

1. キャンパス内および周辺区域の禁煙

本学では、【九州工業大学禁煙ポリシー】に基づき、キャンパス内およびその周辺(特に校門・民家・店舗の近く、道路等)での喫煙を禁止しています。

このたび、キャンパス周辺における禁煙パトロールの実施区域を示したマップを作成しました。つきましては、キャンパス内はもとより、当該区域においても喫煙しないようにお願いします。

2. 北九州市の喫煙防止条例

【北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例】にて「何人も、公共の場所においては、喫煙をしないよう努めなければならない。」と定められております。このため、前項1. で示した禁煙区域の外であっても、公共の場所(道路、公園その他の公共の用に供する場所)では喫煙しないようにしてください。

3. 私有地等への不法侵入による喫煙行為の禁止

私有地等に正当な理由なく立ち入る行為は不法侵入に該当し、「住居侵入罪」や「建造物侵入罪」により、刑事罰を受けるおそれがあります。

また、たばこの煙が私有地の所有者や居住者に健康被害や生活環境への悪影響を与えた場合には、民事上の損害賠償責任を問われる可能性もあります。

私有地等に不法に立ち入り喫煙することは、重大な迷惑行為であると同時に、刑事・民事の両面で法的責任を問われるおそれのある行為です。絶対におやめくださいますようお願いいたします。

以上

【担当】

管理本部 安全衛生課

Email: stf-jimu@jimu.kyutech.ac.jp

禁煙パトロール実施区域マップ

禁煙パトロール実施区域



May 16, 2025

To: All Students of the Tobata Campus

From: Manager of the Safety and Health Division, Management Headquarters

[Tobata Campus] Notice Regarding Smoking Ban on Campus and Surrounding Areas

We would like to inform you of the following. In order to create a comfortable and safe environment for everyone involved with our university, we kindly ask that you observe basic manners.

1. Smoking Ban on Campus and Surrounding Areas

In accordance with the Kyushu Institute of Technology Non-Smoking Policy, smoking is prohibited on campus and in the surrounding areas (especially near school gates, private residences, shops, roads, etc.).

A map indicating the areas around campus where smoking patrols will be conducted has been created. Please refrain from smoking not only on campus but also in these designated surrounding areas.

2. Kitakyushu City Smoking Prevention Ordinance

According to the Kitakyushu City Ordinance on the Prevention of Smoking in Public Places, "Everyone must strive not to smoke in public places." Therefore, even outside the designated non-smoking areas mentioned in Section 1, please refrain from smoking in public places (such as roads, parks, and other areas used for public purposes).

3. Prohibition of Unauthorized Entry and Smoking on Private Property

Entering private property without legitimate reason constitutes trespassing and may be subject to criminal penalties under charges such as "unlawful entry into a residence" or "unlawful entry into a building."

Furthermore, if tobacco smoke causes health issues or negatively impacts the living environment of property owners or residents, you may be held liable for civil damages.

Smoking on private property without permission is a serious nuisance and may result in both criminal and civil legal consequences. Please refrain from such behavior under all circumstances.

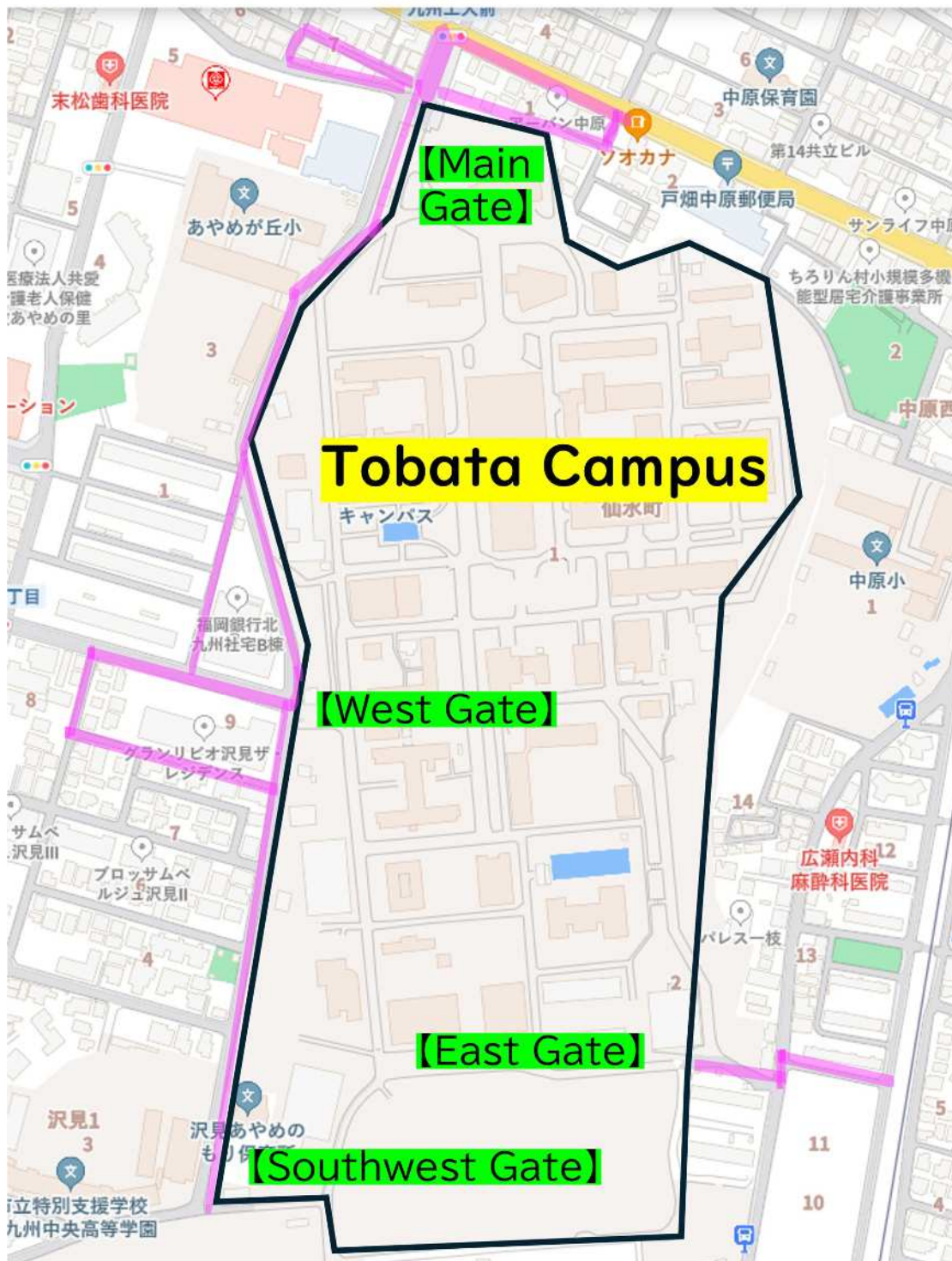
Contact:

Safety and Health Division, Management Headquarters

Email: stf-jimu@jimu.kyutech.ac.jp

Map of No Smoking patrol areas

 No Smoking patrol areas



キャンパス周辺も禁煙！



九工大の教職員も学生も対象です。
在学中はキャンパス内はもちろん、
コンビニ前やタバコ屋など、
吸い殻収集箱が設置されていても、
キャンパス周辺での喫煙はルール違反です。



周囲への悪影響を考慮するため。
“受動喫煙”ご存じですか？

なんで？

苦情が寄せられています…

「住宅敷地内に
ポイ捨てされた」

「住宅付近で喫煙していて迷惑」
「小さな子供がいるから不安」



あなたの喫煙で誰かに
迷惑をかけていませんか？
意外と見られていますよ。

住宅敷地内での喫煙には罰則があります！

住宅敷地内に正当な理由なく立ち入る行為は不法侵入に該当し、「住居侵入罪」や「建造物侵入罪」により、刑事罰を受けるおそれがあり、警察に通報される危険性があります。

また、たばこの煙が住宅敷地内の方々に健康被害や生活環境への悪影響を与えた場合には、民事上の損害賠償責任を問われる可能性もあります。



STOP! 受動喫煙

家族や子ども達をたばこの煙から守りましょう!
北九州市を受動喫煙のないまちに

受動喫煙によって毎年約15,000人の命が奪われています!!

受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）の4疾患について、わが国では年間約1万5千人が受動喫煙で死亡しており健康影響は深刻です。受動喫煙による肺がんのリスクは1.28倍（28%の上昇）、虚血性心疾患のリスクは1.3倍（30%の上昇）、脳卒中のリスクは1.24倍（24%の上昇）とされています。



わたしたちに、たばこの煙を吸わせないで!

両親が共に喫煙する場合は、乳幼児突然死症候群（SIDS）の発症率が約4.7倍も高くなります。

（妊娠中の喫煙もSIDSを増加させるデータあり）

※乳幼児突然死症候群は赤ちゃんが突然死亡してしまうことで、厚生労働省によれば、日本では4,000人に1人の割合で起こっており、生後2か月から6か月の赤ちゃんに多いとされています。

受動喫煙は子どもの中耳炎の原因に!

のどの奥と中耳の間には耳管が通じているので、のどに吸い込まれたたばこの煙は、耳管を通して中耳にも侵入します。

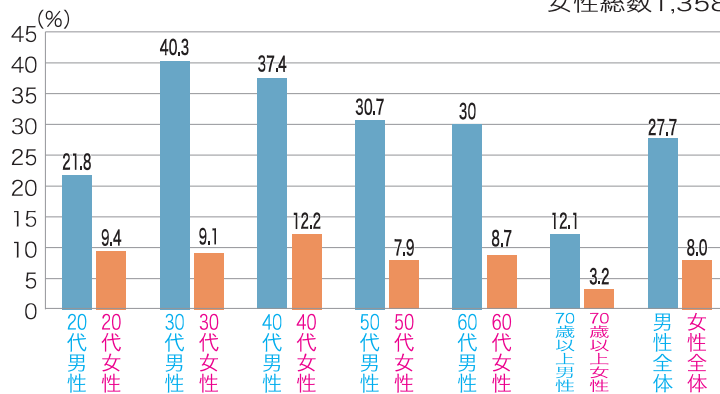
受動喫煙はむし歯のリスクを高める!

受動喫煙は、子どもの口腔環境に悪影響を及ぼし、むし歯のリスクを高める原因になると言われています。

北九州市民の喫煙率

令和4年健康づくり実態調査

男性総数 864
女性総数 1,358



北九州市民の喫煙率（加熱式たばこも含む）は高止まりしています。
（前回平成28年度調査では、男性27.9% 女性8.1%）